

名古屋市告示第479号

建築協定区域の変更

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条の2第1項の規定により、次の通り建築協定区域内の土地が当該建築協定区域から除かれましたので、同条第4項の規定により公告します。

令和7年9月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 建築協定地区の名称
なるこ東地区建築協定
- 2 建築協定区域から除かれた土地
名古屋市緑区鳴子町5丁目70番

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課